

■市川市成年後見制度利用促進基本計画の策定について

1. 計画策定の背景

高齢者人口の増加も相まって、**成年後見制度利用の必要性が高まっている。**

(1)高齢者人口と高齢化率の増加

	平成30年	令和4年
総人口	485,767人	491,545人
高齢者人口	101,733人	105,716人
高齢化率	20.9%	21.5%

(各年3月末時点)

(2)成年後見制度に関する相談件数の増加

《平成29年度》 《令和3年度》
2,536件 → 3,213件 **677件 増**

5,778人 増
3,983人 増
0.6% 増

現状

- ・制度が十分に認知されていないため、必要な人が制度を利用できない。
- ・手続きの煩雑さ、経済的な負担の大きさから、制度利用に結びつかない。

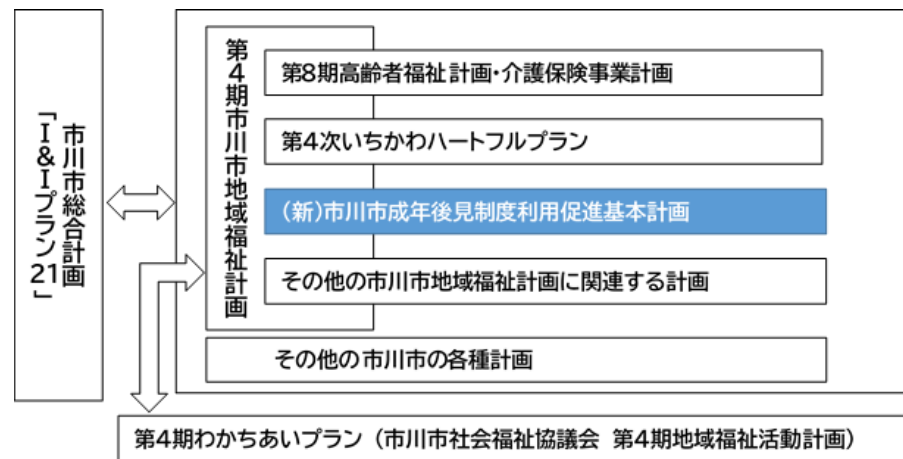
地域共生社会の実現に向け、
尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的に、
「市川市成年後見制度利用促進基本計画」 を策定する。

※「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が成立（平成28年5月13日）

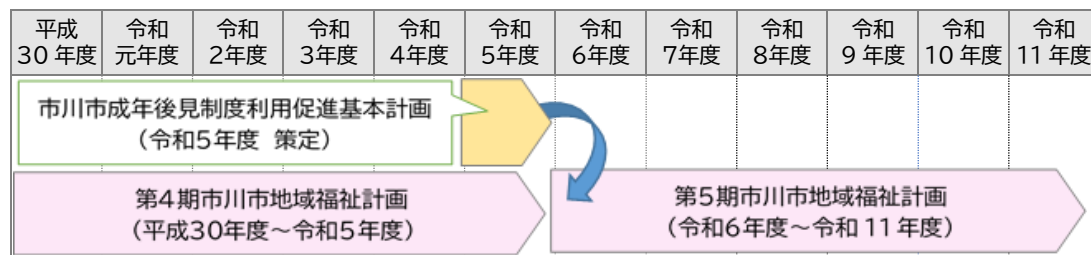
2. 計画期間

★**令和5年度の1年間（令和5年4月1日～令和6年3月31日）** とする。

※福祉分野の上位計画である「第4期市川市地域福祉計画」と一体的に取り組み、
その他関連する個別計画とも整合性を図る。



☆令和6年度以降は、「**第5期市川市地域福祉計画**」に統合する。



3. 計画における目標

【基本目標】

**だれもが住み慣れた地域で、お互いに支え合い、尊厳が守られながら、
その人らしく安心して生活できる地域づくりを目指します。**



基本目標を実現するため、
3つの「施策目標」を設定する。

【施策目標】

① 制度への理解促進

周知と正しい理解の促進を図り、市民生活における制度の定着を推進する。

- 成年後見制度の普及啓発
- 関係機関への周知・啓発
- 成年後見制度の相談支援
- 等

② 安心して利用できる制度の運用

後見人が業務を行う際に感じる不安や孤立を解消し、安心して本人に
寄り添えるよう支援する。

- 親族後見人等への定期的支援
- 市長による審判請求手続き
- 報酬費用の助成
- 等

重点 施策

③ 中核機関の設置と地域連携ネットワークの仕組みづくり

支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援につなげるため、
関係団体で構成される**地域連携ネットワーク**を整備し、
成年後見制度の利用促進の中心的な役割を果たす**中核機関**を設置する。

- 中核機関・協議会の設置
- 地域連携ネットワークの体制整備
- 市民後見人の養成、活動支援

4. 今後のスケジュール

- 令和4年10月 第2回社会福祉審議会へ計画（案）の報告
- 令和4年11月 パブリックコメントの実施(30日間)
- 令和5年 1月 パブリックコメントの結果の公表
- 令和5年 3月 第3回社会福祉審議会へ計画（完成版）の報告
- 令和5年 4月 計画の開始